



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

Information of “Special One-Time Benefit（¥50,000）”

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり5万円

給付金の支給時期

豊島区が確認書(または申請書)を
受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

①世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

②令和4年1月～12月の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

豊島区から**確認書が届きます**
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。

申請が必要です

申請期間：令和4年11月14日（月）～
※申請時点で住民登録のある市区町村に
ご申請ください。

申請期限：令和5年1月31日（火）必着

支給手続きや支給要件の詳細はお問い合わせください。

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 9:00～20:00

(土日祝日、および12/29～1/3を除く)

電力・ガス・食料品等
価格高騰緊急支援給付金窓口

☎03-4566-4192

受付時間 9:00～17:00

(土日祝日、および12/29～1/3を除く)